公益財団法人日本薬剤師研修センター　役員候補者の公募について

公益財団法人日本薬剤師研修センターは、次のとおり役員候補者を公募します。

１．公募する役員候補者のポスト及び募集人員

業務執行理事（常勤役員）候補者１名

業務執行理事候補者は、当財団の定款に基づき、

１）評議員会による選任、２）理事会による互選、の各手続きを経て業務執行理事に就任することとなります。評議員会及び理事会は合議制の機関ですので、本公募により業務執行理事候補者として採用されても、評議員会又は理事会において理事又は業務執行理事として選任されない場合があります。

２．任期（予定）

任期は、令和９年６月予定の定時評議員会終結の時までとなります。

３．職務内容

業務執行理事は、当財団の定款に基づき、代表理事を補佐するとともに、事業計画等理事会の議決に従い業務を執行します。

具体的には、当財団の事業全般の企画・立案、事務局業務の統括、関係省庁、関係業界団体等との折衝、マスコミ対応等を行います。

４．必要な資格・経験等

①薬剤師の資格を有していること。

②代表理事を補佐するとともに、企画部長を兼務して、当センターの事業全般を執行していただきますので、総務、企画、財務・会計等について、適正かつ効率的に対応できるマネジメント能力を有していること。

③関係省庁、関係業界団体等との折衝、マスコミ対応等を適切に実施できる十分な能力と経験を有していること。

④一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）第６５条（役員の資格等）に該当しないこと。

５．勤務条件

①勤務時間

月曜日から金曜日まで、各日９時３０分から１７時３０分まで。

なお、研修会の開催等のため、土曜又は日曜に勤務のある場合がある。

②報酬

年齢、経験を考慮して俸給月額を決定し、当財団の職員給与規程に基づいて支給されます（通勤手当、賞与あり)。これに加え業務執行理事に選任された場合は、当財団の役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程に基づき、役員手当が支給されます。

③福利厚生

健康保険、厚生年金、健康診断（年１回)。

６．応募方法

履歴書（市販の用紙で可）

写真を貼付のうえ、応募理由、学歴、職歴、資格等の必要事項を詳細に記載のうえ、 次の提出先へ簡易書留により郵送して下さい。

提出先

〒105-0003

東京都港区西新橋２－３－１ マークライト虎ノ門６階

公益財団法人日本薬剤師研修センター総務部採用係

７．応募締め切り

令和８年１１月９日（月）必着

８．選考方法

①第一次選考として履歴書による書類選考

②第二次選考として面接試験等

９．選考結果の通知

第一次の選考結果は、応募者全員に文書でお知らせします。

なお、第一次選考の合格者には第二次選考会の日時等を併せてお知らせします。

10．その他

①提出された書類等の個人情報につきましては、選考の目的以外には使用いたしません。

②応募方法等に関する問合せは、文書でお受けいたします。上記の提出先へお送りください。ただし、選考経過、選考結果等に関するお問合せにつきましては、お答えいたしかねますので予めご承知おき下さい。

【参考：関係条文抜すい】

〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）

（役員の資格等）

第六十五条　次に掲げる者は、役員となることができない。

一　法人

二　削除

三　この法律若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四　前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）